

## 東大和市電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、東大和市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力を調達するために必要な事項を定め、もって市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、市が行う電力調達契約の競争入札等に係る参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準とした上で実施する電力調達をいう。

### (対象組織)

第3条 この方針は、市の全ての組織が競争入札等により電力を調達する際に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギー活用状況
- ウ 再生可能エネルギー導入状況

#### (2) 加点項目

「省エネルギーに係る情報提供、簡易的ディマンド・リスポンスの取組」及び「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用の取組」

### (入札等参加資格)

第5条 市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札等の参加資格は、前条に規定する環境評価項目について、別表により算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

### (評価)

第6条 市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札等に参加を希望する電気事業者は、第4条に掲げた環境評価項目について別表に定める評価基準により評価点を算定し、東大和市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された、前項に定める報告書の内容を確認し、東大和市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書受領通知書（第2号様式）を当該電気事業者に送付するものとする。

(方針の見直し)

第7条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

(事務処理)

第8条 この方針に係る事務処理は、契約担当課において行う。

(その他)

第9条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

東大和市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）※1 (単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 350未満	70
	0. 350以上 0. 375未満	65
	0. 375以上 0. 400未満	60
	0. 400以上 0. 425未満	55
	0. 425以上 0. 450未満	50
	0. 450以上 0. 475未満	45
	0. 475以上 0. 500未満	40
	0. 500以上 0. 525未満	35
	0. 525以上 0. 550未満	30
	0. 550以上 0. 575未満	25
前年度の未利用エネルギー活用状況※2	0. 575以上 0. 600未満	20
	0. 600以上	0
	0. 675%以上	10
前年度の再生可能エネルギー導入状況※3	0%超 0. 675%未満	5
	活用していない	0
	10. 00%以上	20
	5. 00%以上 10. 00%未満	15
	2. 50%以上 5. 00%未満	10
加点項目	0%超 2. 50%未満	5
	導入していない	0
・省エネルギーに係る情報提供、簡易的ディマンド・リスポンスの取組 ・地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって公表されている二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をい

う。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を用いることができるものとする。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。（算定方式）

前年度の未利用エネルギー活用状況（%）＝（前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）÷前年度の供給電力量（需要端）（kWh））×100

未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

（1）工場等の廃熱又は排圧

（2）廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

（3）高炉ガス又は副生ガス

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

（1）未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

（2）未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値（単位は全てkWh）をいう。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）

②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量

- ③J－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量
- ⑥前年度の供給電力量（需要端）

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) =  $((\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div \text{⑥}) \times 100$

- (1) 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000 kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」について評価する。

具体的な評価内容の例として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再生可能エネルギー電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再生可能エネルギー電力メニューを設定していること